

## 会津若松市災害廃棄物処理計画 改訂（案）のポイント

会津若松市市民部廃棄物対策課

### 1 趣旨

災害廃棄物の処理については、平成 22 年 2 月に「会津若松市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時の廃棄物処理への備えとしてきたところではありますが、策定から 10 年が経過し、この間で発生した大規模災害を契機に国において様々な指針やマニュアルの改訂が行われたことに加え、県が令和 3 年 3 月に「福島県災害廃棄物処理計画」を策定し、県と市の関係も明記されたことから、本市の計画についても令和 3 年度中に改訂するものです。

### 2 本計画の概略

#### (1) 計画書の形態

「災害廃棄物対策指針」（環境省監修）に基づき、令和 2 年度に福島県が市町村に向け作成した「市町村災害廃棄物処理計画ひな形」に示す記載項目に合わせて計画書を編集します。

#### (2) 本計画と発災時における実行計画

##### ① 平時

市の基本方針を示す「災害廃棄物処理計画」を改訂し、対象とする災害とその最大廃棄物発生量を示します。また、あわせて処理体制、庁内の組織体制、協力・支援体制の確認などを記載します。

そして、本計画に基づき「災害廃棄物処理に係る初動対応手順書」により、発災時に向けた具体的な準備を行います。（本計画の改訂後に着手）

##### ② 発災時

実際の災害における被害状況から災害廃棄物量の推計を行い、必要に応じて策定する「〇〇災害における災害廃棄物処理実行計画」により、廃棄物処理施設への配分計画、仮置場の指定、分別区分等の決定を行い、市民に公表します。

#### (3) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害とします。対象とする災害の規模については、通常起こり得るやや大きめの規模の災害とし、本計画に基づく対応を行うかは、発災後に市が判断します。

なお、本計画で想定する 3 つの災害の廃棄物発生量については最大規模で推計していますが、大規模災害では市レベルでは対応が困難となり、災害対策基本法に定める環境大臣の代行により、国の計画に基づき市町村が業務を行うこととなる場合もあります。

市が主体的に処理を行う大まかな目安は概ね 3 年以内の処理量であり、会津盆地西縁断層帯地震には本計画に基づき対応していくことが想定されますが、会津盆地東縁断層帯地震や阿賀川の氾濫による洪水では本計画の想定を超え、国計画に基づく対応となることが想定されます。

表1 災害廃棄物発生量と平常時比較

発生量単位：ト

| 項目     | 平常時<br>(令和2年度実績) | 会津盆地西縁断層帯地震 | 会津盆地東縁断層帯地震 | 阿賀川の氾濫による水害 |
|--------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 廃棄物発生量 | 53,591           | 112,906     | 1,760,237   | 666,885     |
| 平常時比   | 1.0倍             | 2.1倍        | 32.8倍       | 12.4倍       |

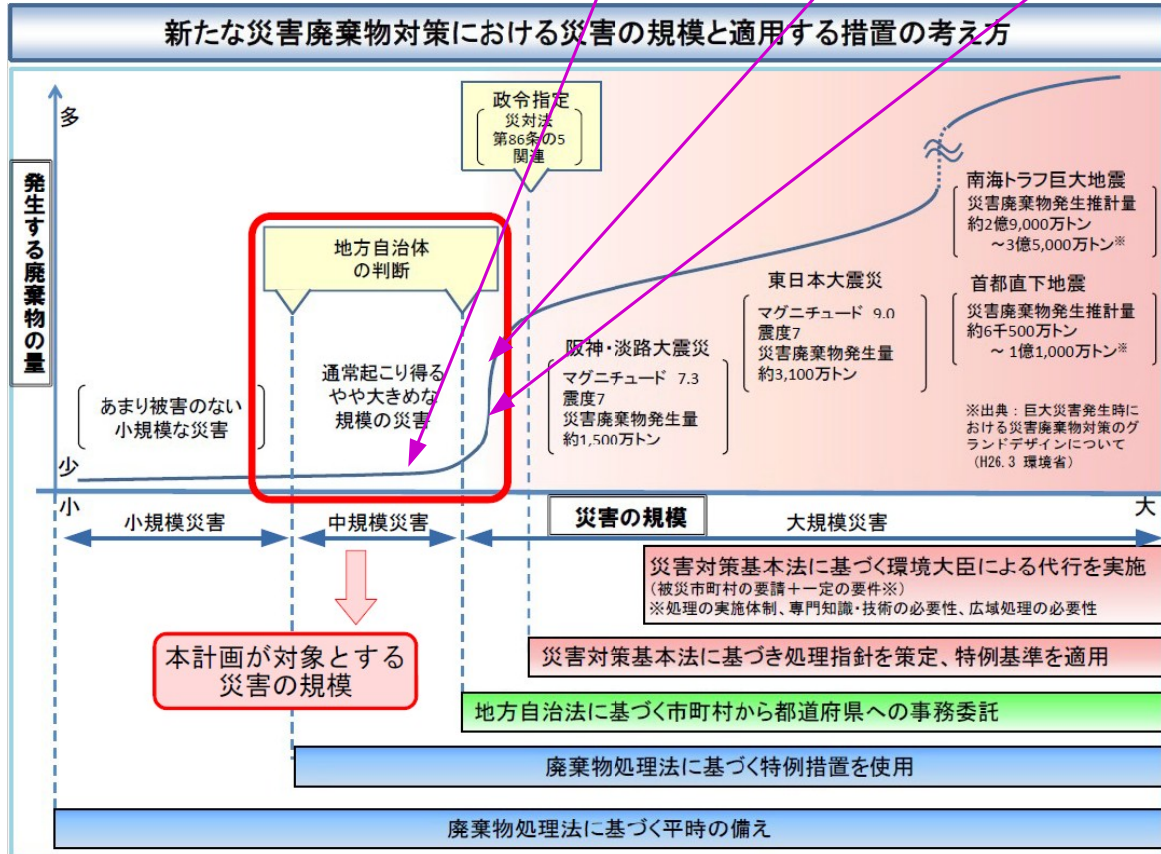


図1 計画が対象となる災害の規模

(4) 組織体制

会津若松市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置し、災害廃棄物の処理に関することについては、「応急復旧班」の所掌とし、市民部廃棄物対策課が中心となって担います。

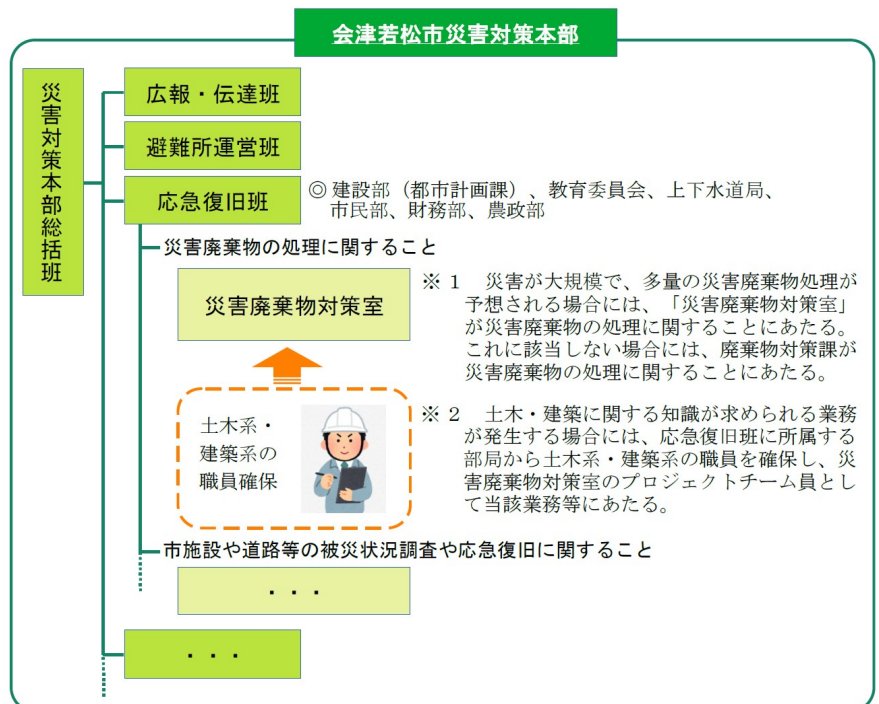


図2 災害廃棄物対策における庁内組織体制

(5) 仮置場

災害廃棄物の仮置場は3種類の区分とし、設置から閉鎖までの期間を一つの目安として役割を定めます。

表2 仮置場と開設期間

| 種類    | 初動対応<br>【発災後<br>数日間】 | 応急対応<br>(前半)<br>【～3週間程度】 | 応急対応<br>(後半)<br>【～3か月程度】 | 復旧・復興対応<br>【～3か年程度】 |
|-------|----------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| 市民仮置場 |                      |                          |                          |                     |
| 一次仮置場 |                      |                          |                          |                     |
| 二次仮置場 |                      |                          |                          |                     |

※ 市民仮置場は、被災現場の中で迅速に集積するために一時的に設置する場所で、町内会等が希望する場合、平時に市が台帳に登録し、市と町内会等が場所や利用方法等を連携して周知した上で、発災時には地域住民が自律的に利用し、市が市民仮置場から一次仮置場への災害廃棄物の運搬を行います。これは、市の取組を補完する付加的な取組として、市民協働によるものとして設置を検討します。

①必要仮置場面積

災害廃棄物発生量の推計結果を元に、算出した仮置場必要面積（一次仮置場及び二次仮置場の合計）は次のとおりです。

被災現場から仮置場への搬入と仮置場から処理施設への搬出が順次行われることや、被災現場から直接処理施設へ搬入される災害廃棄物があるため、発災時に実際に必要になる仮置場必要面積は、本推計よりも減少します。

表3 仮置場必要面積の推計結果

| 区分   |       | 会津盆地西縁断層帯地震 | 会津盆地東縁断層帯地震 | 阿賀川氾濫による洪水 |
|--|-------|-------------|-------------|------------|
| 集積量 (m <sup>3</sup> )<br>※集積量 (ト) でない<br>ことに留意 | 解体がれき | 110,453     | 1,701,773   | 174,753    |
|  | 片付けごみ | 2,411       | 31,841      | 116,543    |
|  | 計     | 112,864     | 1,733,614   | 291,296    |
|  | 洪水堆積物 | -           | -           | 258,509    |
| 仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )                      | 解体がれき | 44,181      | 680,709     | 69,901     |
|  | 片付けごみ | 964         | 12,736      | 46,617     |
|  | 計     | 45,146      | 693,446     | 116,518    |
|  | 洪水堆積物 | -           | -           | 103,404    |

※ 仮置場必要面積は、一次仮置場及び二次仮置場の合計で必要となる面積。

## ②仮置場の候補地と選定

仮置場候補地の第一候補を次のとおりとし、第二候補については、平時に市有の未利用地や公園・緑地などからのリスト化を進めます。発災時には、被災地域や災害廃棄物発生量に基づき、仮置場候補地等から、実際に設置する一次仮置場及び二次仮置場を選定します。

表4 仮置場候補地（第一候補）

| 番号 | 所在地            | 面積(㎡)    | 地目 | 利用状況         |
|----|----------------|----------|----|--------------|
| 1  | 神指町大字南四合字才ノ神地内 | 約 3,000  | 原野 | 川ざらい土砂一時保管場所 |
| 2  | 神指町大字南四合字深川西地内 | 約 13,000 | 原野 | 貸付用地         |

## 3 関係者との協議経過など

- ・災害ごみに関するアンケート（対象：市政モニター）
- ・市区長会役員会での意見交換
- ・会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターとの協議
- ・仮置場候補地（第一候補）近隣町内会へのパブリックコメントの案内
- ・パブリックコメント（意見なし）

## 4 スケジュール

|                  |   |
|------------------|---|
| 令和3年11月1日～30日(火) | パブリックコメント（改訂案への意見募集）<br>→ 意見なし          |
| 12月14日           | 第1回廃棄物処理運営処理審議会（諮問、審査）                  |
| 令和4年1月28日        | 第2回廃棄物処理運営処理審議会（審査、答申）<br>（必要に応じ第3回を開催） |
| 3月上旬             | 市長へ答申の手交                                |
| 3月下旬             | 会津若松市災害廃棄物処理計画（改訂版）の決定                  |

## 5 改訂後の取組

- (1) 「初動対応手順書」の作成
- (2) 「市民仮置場」の町内会等への説明
- (3) 「仮置場候補地（第二候補）」のリスト化